令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

でとくらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響 により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない (重篤化させない)ための 適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、 迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、 以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が 事業者に義務付けられます。

- 「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が その旨を報告するための体制整備及び関係作業者 への周知。
- ※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブル デバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状 がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に 迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先 及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施 手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係 作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

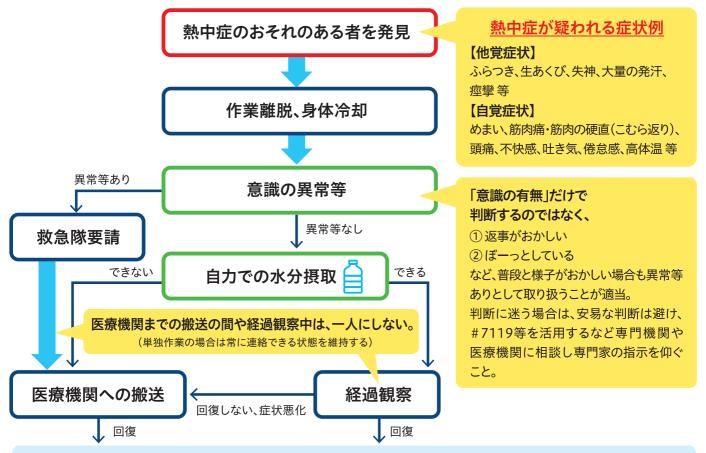
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。 ※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロ一図 1

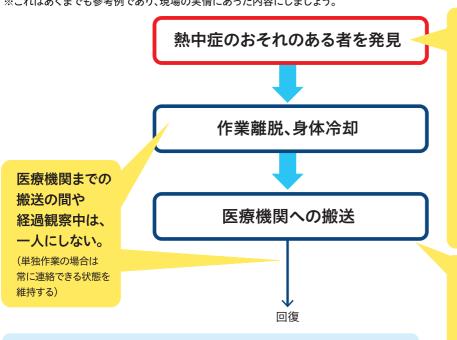
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、 痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、 頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等 ① 返事がおかしい

②ぼーっとしている など、 普段と様子がおかしい場合も、熱中症の おそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に 応じて、救急隊を要請すること。

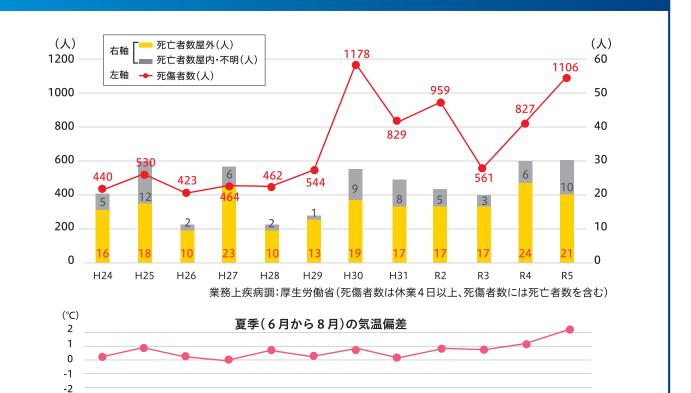
救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、 #7119等を活用するなど、専門機関や 医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐ ことも考えられる。

令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます

職場における 熱中症対策の 強化について



夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24~)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5~6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響 により更なる増加の懸念。

ほとんどが 「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クー ルワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場 で効果を上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない(重篤化させない)ための 適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果

平成3年~令和2年の30年間を基準とした偏差:気象庁



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1

WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定 実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて

身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業 に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する 場合のWBGT値の目安の値	
区分		暑熱順化者の WBGT 基準値 ℃	暑熱非 順化者の WBGT 基準値 ℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等)・手及び腕の作業・腕及び脚の作業など	30	29
2 中程度 代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土]・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業など	28	26
3高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業・ショベル作業、ハンマー作業・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など	26	23
4 極高 代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには 第2熱中症予防対策 を行う。

笙つ

熱中症予防対策

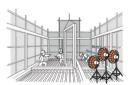
1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、 直射日光並びに周囲の壁面及び地面 からの照り返しを遮ることができる簡易 な屋根等を設けること。



高温多湿作業場所の近隣に<u>冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場</u>所を設けること。





3 健康管理

- (1)健康診断結果に基づく対応等
- (2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の 未摂取等が熱中症の発症に影響を与える おそれがあることに留意の上、日常の健康 管理について指導を行うとともに、必要に 応じ健康相談を行うこと。

- (3)労働者の健康状態の確認
- (4)身体の状況の確認

2 作業管理

- (1)作業時間の短縮等
- (2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、<u>暑熱順化</u> (熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく 影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、<u>水分及び塩分の作業前後の摂取</u>及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性 及び通気性の良い服装を着用させること。

(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、 労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者 に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- (1)熱中症の症状
- (2)熱中症の予防方法
- (3)緊急時の救急処置
- (4)熱中症の事例



今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例)作業員の様子がおかしい…





判断する

(例)医療機関への搬送、救急隊要請



現場の実態に 即した 具体的な対応



対処する

(例)救急車が到着するまで 作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ 適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が 事業者に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」や 「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」が その旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や 双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように 努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

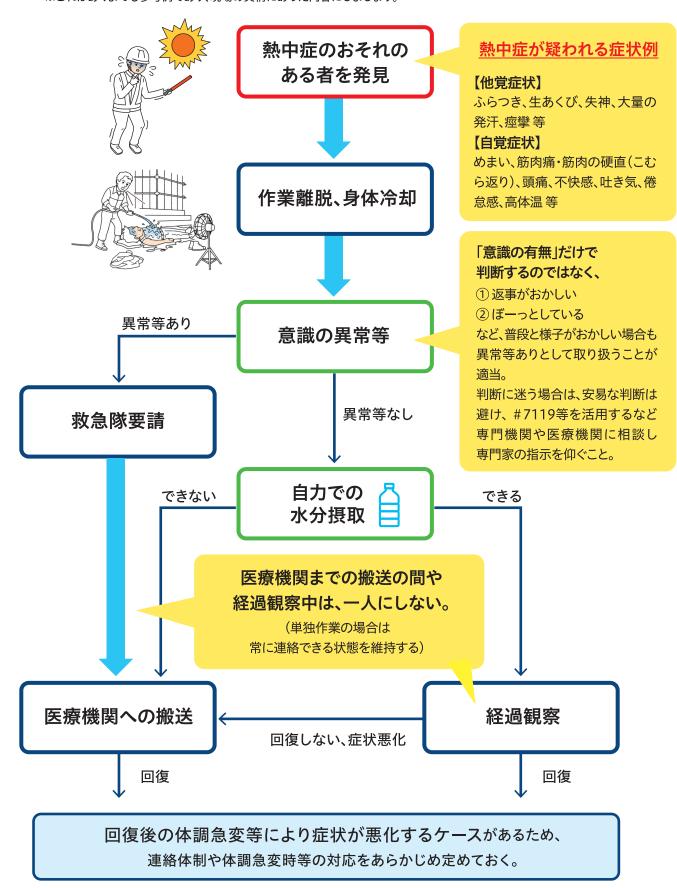
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止 するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業者への周知
- ※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、 現場の実情にあった内容にしましょう。
- ※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても 熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
- ※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、 上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で 連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

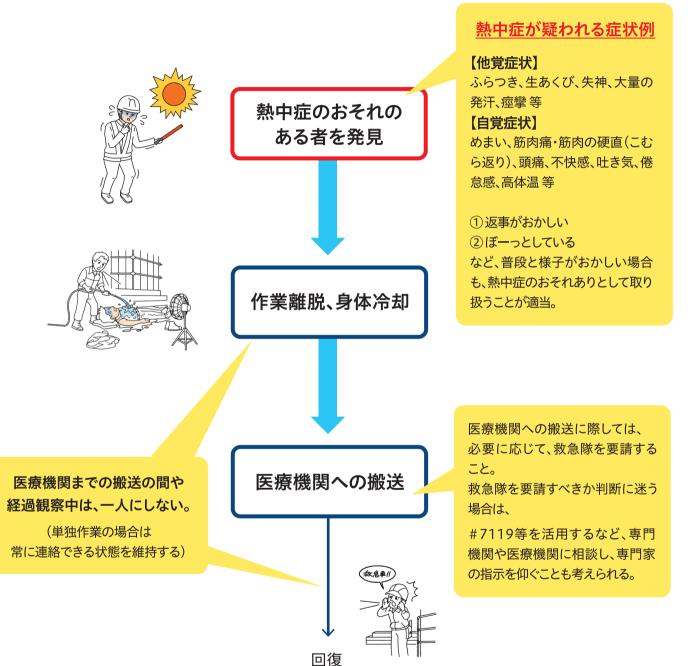
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

"いつもと違う"と思ったら、<mark>熱中症</mark>を疑<u>え</u>

あれっ、 何か<u>おかしい</u>

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない/汗がでない

?...

これも 初期症状

> 何となく 体調が悪い

> > すぐに 疲れる

あの人、 ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例





件名:本日はWBGT値が28℃を 超える見込みです

皆様お疲れ様です。 本日のWBGT基準値は○℃です。 作業時には充分に気をつけて、 水分補給及び休憩をしっかりと

お願いします。 体調不良者が発生した場合は、 フロー図に基づき対応いただき

プロー図に基づき対応いただき、 〇〇さん(000-00000-0000)へ 連絡するようにお願いします。 それでは本日もよろしくお願いい たします。

